

日医発第 1503 号 (保険)
令和 4 年 1 0 月 2 7 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

オンライン請求医療機関に対する返戻再請求および
再審査申出のオンライン化に関するQ&Aの送付について

日々、地域医療の確保にご尽力いただき、感謝申し上げます。

先般、返戻再請求および再審査申出のオンライン化について、医療機関・薬局を顧客とするシステム事業者の対応状況等を踏まえ、令和5年3月原請求分から、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする旨、ご連絡申し上げたところであります。

(「オンライン請求医療機関に対する返戻再請求および保険者による再審査申出のオンライン化等について」令和4年10月4日付 日医発第1325号 (保険))

今般、返戻再請求および再審査申出のオンライン化に関するQ&Aが、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より発出されましたので、ご連絡申し上げます

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

返戻再請求及び再審査申出のオンライン化に関するQ&Aの送付について
(令和4年10月26日 事務連絡 厚生労働省保険局医療介護連携政策課)

事務連絡
令和4年10月26日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

返戻再請求及び再審査申出のオンライン化に関する
Q&Aの送付について

返戻再請求及び再審査申出のオンライン化の時期等については、「返戻再請求及び再審査申出のオンライン化等について（協力依頼）」（令和4年9月30日保連発 0930 第2号）により、お示ししたところですが、今般、その取扱いに係るQ&Aを別添のとおり取りまとめましたので、貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願いします。

返戻再請求及び再審査申出のオンライン化関係

問1 オンライン請求医療機関等が行う返戻再請求について、「紙媒体で返戻されたレセプト(※)に係る再請求を除き」オンライン化することとされているが、「紙媒体で返戻されたレセプト(※)」とは具体的にどのようなものを指すか。

(答)

具体的に「紙媒体で返戻されたレセプト(※)」とは、審査支払機関から、紙媒体のみで返戻される場合のレセプトを指す。

(例) 医療機関等から公費請求分が摘要欄において請求され、審査支払機関から保険者等に対して請求されたレセプトなど、審査支払機関のシステムにおいて紙媒体に変換されたレセプト

一方で、令和5年4月以降も、オンライン請求医療機関等に対して、紙媒体とオンラインによる返戻がなされることとなるが、こうした場合の返戻再請求はオンラインによることとなる。

問2 「2023年3月原請求分」から返戻再請求及び再審査申出をオンライン化することとされているが、具体的には医療機関・薬局や保険者はいつからオンラインによる対応を行う必要があるか。

(答)

オンライン請求医療機関等や保険者については、オンライン請求医療機関等が審査支払機関に対して2023年3月に行う原請求(通常2月診療分について行うことが想定される。)に係る返戻再請求や再審査申出の時期以降、オンラインによる対応が求められる。具体的には、診療年月にかかわらず、2023年4月以降に行う返戻再請求や再審査申出についてオンラインで対応する必要がある。

なお、審査支払機関から2023年3月以前に返戻・請求された明細書についても、2023年4月以降にオンライン請求医療機関等が返戻再請求し、又は保険者が再審査申出する場合は、オンラインで対応する必要があることに留意すること。